

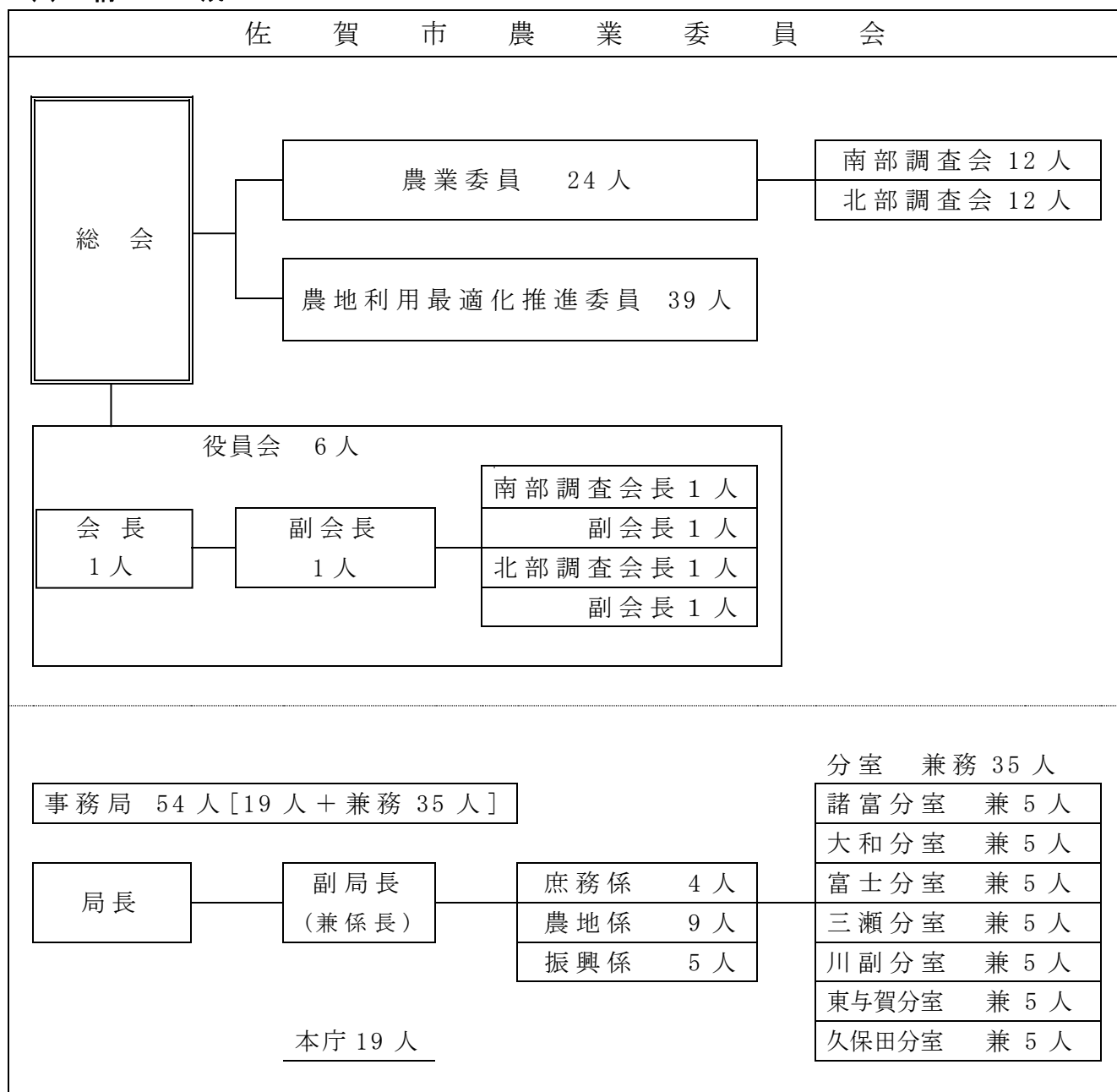
# 農業委員会 1-4

## (1) 委員定数

委員の名称	委員数	任期
農業委員	24人	平成30年4月1日～令和3年3月31日
農地利用最適化推進委員	39人	平成30年4月1日～令和3年3月31日

- ・法改正に伴い、平成30年度から新体制に移行
- ・農業委員は、議会の同意を得て市長が任命
- ・農地利用最適化推進委員は、農業委員会が委嘱

## (2) 構成



○農業委員会関係会議（令和元年度の開催状況）

会議名	回数	内容	会議名	回数	内容
総 （通 常） 会	1	事業計画、事業 報告ほか	役 員 会	12	委員会の運営に関 する事項ほか
定 例 調 査 現 地 調 査 会	12	} 月1回 申請案件等の 処理	農 業 者 年 金 グ ル ー プ	5	農業者年金に関す る事項
	24		広 報 グ ル ー プ	6	広報等に関する事 項
	22				

(3) 事務局事務分掌

区 分	職名及び職員数		備 考
	局長	1	
	副局長	1	
本 庁	庶務係 （直通） 40- 7340	副局長兼 係長 主査 3	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公印の管理に関すること。</li> <li>2 所属職員の任免、服務その他人事に関する こと。</li> <li>3 文書の收受、発送及び保存に関すること。</li> <li>4 予算・決算に関すること。</li> <li>5 物品の請求、備品の管理、消耗品の受払保 管に関すること。</li> <li>6 条例、規程等の整備に関すること。</li> <li>7 総会及び役員会に関すること。</li> <li>8 他の係の所管に属しないこと。</li> </ol>
	農地係 （直通） 40- 7341	主幹兼係長 主査 主任 主事 1 5 2 1	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農地法関係事務及び総会、調査会に関する こと。</li> <li>2 農地利用状況調査（農地パトロール）に関 すること。</li> <li>3 農地利用意向調査に関すること。</li> <li>4 遊休農地発生防止・解消に関すること。</li> <li>5 農地紛争の和解の仲介に関すること。</li> </ol>
	振興係 （直通） 40- 7342	主幹兼係長 主査 主事 1 3 1	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 総会事務及び農業委員会活動の啓発・広報に 関すること。</li> <li>2 農業経営基盤強化促進事業に関すること。</li> <li>3 農地売買等特例事業に関すること。</li> <li>4 農地等の贈与・相続に伴う納税猶予に関する こと。</li> <li>5 農業者年金に関すること。</li> <li>6 農地等利用最適化推進施策に関する意見書に 関すること。</li> <li>7 その他農政関係事務に関すること。</li> </ol>
小計		19	

#### (4) 所管事務分掌

##### ①農地係関係

農地法の規定に基づき、農振法・国土利用計画法・都市計画関係諸法との関連に配慮しつつ、農業生産の場である農地の確保と、計画的な農地の有効利用を図る。

##### ア 農地法関係事務及び総会、調査会

i 農地法第3条（農地を農地のまま権利の移転、設定をする場合）許可申請については、農地法第3条第2項各号の規定により、調査会及び総会で審議・決定をする。

また、相続等により農地の権利を取得した者についても、第3条の3の規定による届出の処理を行う。

ii 農地法第4条（自らの農地を農地以外の目的に供する場合）及び第5条（農地の権利移転等を伴って農地を農地以外の目的に供する場合）の規定に基づく転用許可申請については、農地転用許可基準に基づき、調査会及び総会で審議・決定をする。

iii その他、農地法に基づく届出書及び諸証明等の事務処理については、適正かつ迅速に処理を行う。

##### イ 農地利用状況調査（農地パトロール）

農業委員会が、管内全ての農地の利用状況について調査を行い、遊休農地がある場合には是正指導等を行う。

##### ウ 農地利用意向調査

農地利用状況調査により判明した遊休農地に関しては、所有者等への意向調査を行い、農地の有効活用を推進する。

##### エ 遊休農地の発生防止・解消

農地の有効利用を図るため、遊休農地の発生防止及び解消に向けて、ホームページ等での啓蒙活動を行うとともに、農業委員・農地利用最適化推進委員による農地パトロールを実施し、遊休農地の解消に努める。

##### オ 農地紛争の和解の仲介

農地の利用関係をめぐる紛争が生じた場合は、農地法に基づき対処する。

##### ②振興係関係

##### ア 利用権設定等促進事業の推進

効率的かつ安定的な農業経営体に対する農地の利用集積及び経営管理の合理化、農業経営基盤の強化を促進するため、農業振興地域内の農地について、利用権設定等促進事業（使用収益権の設定等を促進する事業）を推進する。

##### イ 農地売買等特例事業の推進

農地の集団化、その他農地保有の合理化を図るため、農業委員会が農地の出し手及び受け手のあっせん申し出を受け、農業委員会で定める「農地移動適正化あっせん基準」の要件を満たした受け手（担い手）へあっせん売買を行う事業を推進する。

##### ウ 農業者年金事業の推進

農業者年金事業を通じて、農業者の老後生活の安定と福祉の向上を図るとともに、農業経営の担い手の確保に努める。

##### エ 農地等利用最適化推進施策に関する意見書の提出

農業委員会活動の中で得られた知見等に基づき、農地利用最適化の推進をよ

り効率的かつ効果的に実施するため、農地等利用最適化推進施策に関する意見書を市長へ提出する。

オ 農業委員会活動の周知・啓発

毎年1月に発行する「さがし農業委員会だより」に、農業委員・農地利用最適化推進委員や担い手の紹介、農業者年金の加入推進や全国農業新聞の購読推進、農地の売買・転用・利用権設定の手続きに関する情報などを掲載し、市内の農業者等に対して、農業委員会活動の周知・啓発を行う。

カ 農地中間管理機構との連携

農地中間管理機構（佐賀県農業公社）が持つ農地の中間保有機能を活用して、担い手への農地の利用集積を促進し、農業経営体の育成・確保を図る。

キ 農地等の贈与・相続に伴う納税猶予制度の周知等

農業後継者が生前一括贈与により農地を取得した場合、また、相続人が相続または遺贈により農地を取得した場合には、それぞれに贈与税、相続税の納税猶予制度が設けられている。農業後継者の育成と農地の分散防止のため、農地等の納税猶予制度の周知及びその制度に付随する事務手続き等を行う。

ク その他農業振興関係事務

農地所有適格法人に対する指導や家族経営協定の推進など、農業振興上必要な事務等を行う。

## (5) 令和元年度における取扱状況

### ① 各地区別農地関係取扱状況

区分 地区	3条(注1) 許可		18条(注2) 通知		4条(注3)				5条(注4)				処理 件数
	件数	面積(m <sup>2</sup> )	件数	面積(m <sup>2</sup> )	許可(注5)		届出(注6)		許可(注5)		届出(注6)		
					件数	面積(m <sup>2</sup> )	件数	面積(m <sup>2</sup> )	件数	面積(m <sup>2</sup> )	件数	面積(m <sup>2</sup> )	
北川副	1	15,314.13	8	64,857.54	0	0.00	2	327.00	4	6,445.00	4	512.00	19
本庄	1	1,325.00	5	27,167.00	2	1,042.00	3	2,089.00	3	6,586.52	0	0.00	14
西与賀	1	544.00	7	11,098.00	0	0.00	0	0.00	13	21,830.87	0	0.00	21
嘉瀬	10	61,800.00	6	26,294.00	1	85.00	0	0.00	10	15,672.00	0	0.00	27
鍋島	7	24,536.75	3	26,189.00	3	1,495.00	3	1,359.00	19	26,572.00	3	1,294.66	38
高木瀬	2	7,510.00	4	20,750.00	1	442.00	0	0.00	12	12,231.39	4	861.00	23
金立	12	25,612.00	14	100,823.00	9	6,266.26	0	0.00	16	32,305.04	0	0.00	51
久保泉	5	22,317.00	10	47,921.72	0	0.00	0	0.00	7	4,596.00	0	0.00	22
巨勢	0	0.00	3	15,767.00	0	0.00	1	31.00	3	2,470.00	2	3,103.00	9
蓮池	2	3,533.00	4	17,574.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	6
兵庫	5	22,007.89	6	16,721.00	3	2,273.54	2	1,055.00	9	11,449.00	2	3,002.00	27
中央	0	0.00	0	0.00	0	0.00	9	1,912.61	0	0.00	6	8,374.00	15
諸富	1	12,474.00	4	39,455.00	0	0.00	2	166.00	1	32.00	3	2,364.00	11
大和	17	31,055.49	8	38,682.00	5	1,058.00	1	4,220.00	107	109,935.02	3	4,492.33	141
富士	10	43,020.48	1	1,322.00	3	1,854.00	0	0.00	3	399.00	0	0.00	17
三瀬	5	17,762.00	4	20,197.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	9
川副	20	28,871.00	87	302,547.00	5	2,039.00	0	0.00	21	22,068.69	0	0.00	133
東与賀	3	26,368.00	17	45,076.00	5	6,141.12	0	0.00	12	11,033.00	0	0.00	37
久保田	2	41,213.00	8	51,642.00	2	1,794.00	0	0.00	1	296.00	0	0.00	13
計	104	385,263.74	199	874,083.26	39	24,489.92	23	11,159.61	241	283,921.53	27	24,002.99	633

注釈 (注1) 3条 農地のまま権利移転するための許可  
(注3) 4条 権利移転を伴わない農地の転用  
(注5) 許可 市街化区域以外の転用

(注2) 18条 賃借権の合意解約の通知  
(注4) 5条 権利の移転を伴う農地の転用  
(注6) 届出 市街化区域内の転用

### ② 農業経営基盤強化促進事業実績

年	利用権設定		所有権移転		合計	
	件数	面積(m <sup>2</sup> )	件数	面積(m <sup>2</sup> )	件数	面積(m <sup>2</sup> )
令和元年度	1,110	6,457,797.60	103	517,516.00	1,213	6,975,313.60

# 交通局

## (1) 事業経営計画 2-5

平成 26 年度以降の健全経営に向けての経営計画「佐賀市営バス事業経営計画」（平成 26 年度～平成 30 年度）が、平成 30 年度に終了したため、令和元年 6 月に、「佐賀市営バス事業新経営計画」（令和元年度～令和 5 年度）を策定した。

### ① 基本方針

公営バス事業者として経営を維持できるよう、中期的な視野での投資・財政経営を推進し、収入の増加対策や支出の節減対策を実施することで、資金不足を生じない健全経営に努める。

### ② 主な改善項目

- ア ICカードを活用した各種サービスの継続、拡充
- イ バスの乗り方教室の継続実施
- ウ ドライブレコーダーの活用
- エ インバウンド（訪日外国人観光客）への「おもてなし」
- オ モニター制度の充実
- カ 新バイオディーゼル燃料の使用

## (2) 職種別職員数

(単位：人)

区分	事務職 (局長含む)	運 行 管理者	運転士	整備士	その他	計
現在						
平成 28.4.1	10	4	36	2	0	52
平成 29.4.1	10	4	36	2	0	52
平成 30.4.1	9	4	36	2	0	51
平成 31.4.1	9	4	36	2	0	51
令和 2.4.1	9	4	35	2	0	50

## (3) 車両数 (令和 2 年 4 月 1 日現在)

- ① 用途                   乗 合 68 両
- ② 平均車齢           乗 合 10 年 6 月
- ③ 車両型式           乗 合 大 型 17 両  
                                中 型 47 両  
                                マイクロ 4 両

#### (4) 運賃制度

##### ① 乗合バス運賃（令和元年 10 月 1 日改定）

ア 全線対キロ区間制

イ 基本運賃率 1 人 1 キロ当たり 40 円 70 銭を基準とする。（初乗り運賃：160 円）

ウ 佐賀県内民営バス基準運賃率（令和元年 10 月 1 日）

昭和自動車株式会社 44 円 10 銭

西日本鉄道株式会社 31 円 80 銭

祐徳バス株式会社 45 円 20 銭

エ 定期券の割引率（単位：％）

適用期間	通 勤		通 学		小児（通学）	
	15 km までの 部 分	15km を超える 部 分	15 km までの 部 分	15km を超える 部 分	15 km までの 部 分	15km を超える 部 分
1 ヶ月以上 2 ヶ月未満	35.00	50.00	50.00	80.00	75.00	80.00
2 ヶ月以上 3 ヶ月未満	36.30	51.00	51.00	80.40	75.50	80.40
3 ヶ月以上 4 ヶ月未満	38.25	52.50	52.50	81.00	76.25	81.00
6 ヶ月以上 7 ヶ月未満	41.50	55.00	55.00	82.00	77.50	82.00

オ 特殊定期・特殊制度

i 片道定期

通勤、通学定期の半額（同一方向のみの定期券）

ii 回数券共通乗車制度

昭和 63 年 7 月 1 日から回数乗車券による県内共通乗車制度実施（高速バスを除く）

（市営、昭和、祐徳、西鉄、西肥、ジェイアール九州バス）

※市営バスでの回数券の販売は平成 29 年度で終了

iii 1 日乗車券

全線フリー乗車券、指定区域フリー乗車券の 2 種類

iv ワンコイン・シルバーパス券

65 歳以上を対象にした、1 乗車につき 100 円の全線フリー定期券

v ノリノリワイド

中学生、高校生に限り、市営バスの全路線（臨時バスを除く）が乗り放題になるフ

リー定期券 1 か月 3,500 円、3 か月 10,000 円、6 か月 18,000 円

vi 昼のりワイド

利用時間限定（9 時から 16 時まで）で市営バスの全路線（臨時バスを除く）が乗

り放題になるフリー定期券 1 か月 3,500 円、3 か月 10,000 円、6 か月 18,000 円

vii 乗り継ぎ割引「のりわり」

交通系 I C カード「nimoca」を利用し、同一停留所で 60 分以内に市営バス同士を乗り継いだ場合、最大 50 円運賃を割引くサービス

viii えびす駐車券利用制度

中心市街地共通駐車サービス券を市営バスの乗車券として利用できる制度

(5) 路線運行系統及び停留所

区 分		令和 2 年 4 月 1 日現在	
免 許 路 線 キ ロ		200.59km	
営 業 路 線 キ ロ		176.30km	
休 止 路 線 キ ロ		24.29km	
運 行 系 統	全 系 統 数	84 系統	
	系 統 キ ロ 数	最 長	24.7km
		最 短	2.0km
		平 均	10.2km
停 留 所	全 停 留 所 数	368 箇所	
	区 間 キ ロ 数	最 長	5.8km
		最 短	0.1km
		平 均	0.4km

(6) 運輸成績

区分 年度	在籍車両数 (両)	延実在車両数 (日車)	延実働車両数 (日車)	実働率 %	総走行キロ (km)	輸送人員 (人)	運送収入 (千円)
平成 27 年度	69	24,704	20,915	84.7	2,561,083	2,717,916	678,943
平成 28 年度	69	25,618	20,636	80.6	2,502,812	2,805,034	646,019
平成 29 年度	69	25,196	20,495	81.3	2,506,716	2,971,784	663,315
平成 30 年度	71	25,543	20,712	81.1	2,504,480	3,254,147	657,810
令和 元年度	68	26,238	20,541	78.3	2,483,047	3,301,326	659,984



**(7) 決算状況**

## ① 収益の収入及び支出

(単位：千円)

年度 区分	平27	平28	平29	平30	令元
収入 ①	1,026,545	1,047,009	1,082,773	1,115,259	1,074,024
支出 ②	1,006,064	1,029,043	1,101,533	1,101,799	1,065,445
純損益	20,481	17,966	△ 18,760	13,460	8,579
累積損益	224,160	242,126	223,366	236,826	245,405

## ② 資本の収入及び支出

(単位：千円)

年度 区分	平27	平28	平29	平30	令元
収入 ③	66,392	249,391	130,097	67,908	74,441
支出 ④	116,984	302,119	190,299	133,090	139,529

**(8) 財政収支状況**

(単位：千円)

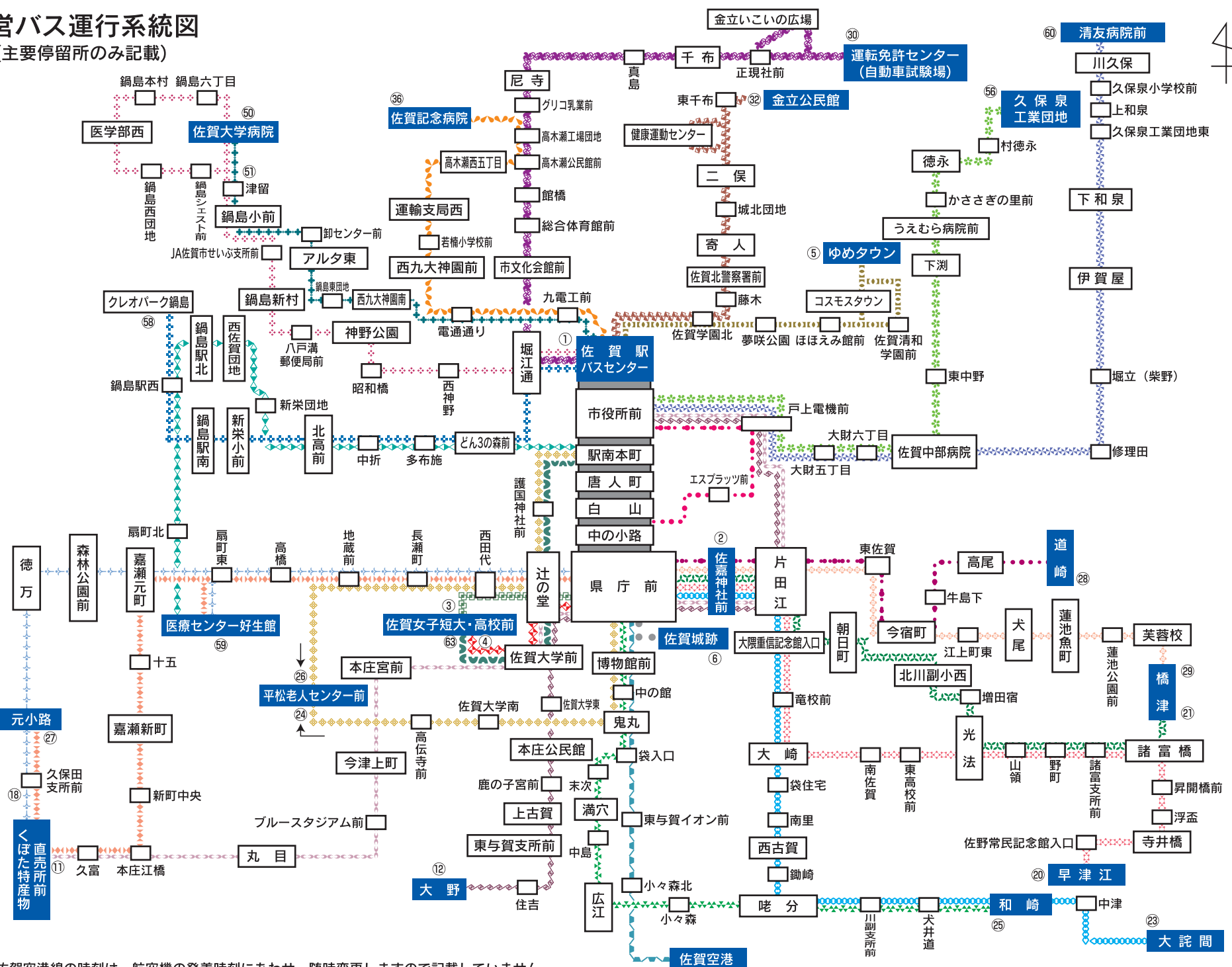
年度 区分	平27	平28	平29	平30	令元
収入 ①+③	1,092,937	1,296,400	1,212,870	1,183,167	1,148,465
支出 ②+④-⑤	1,013,231	1,242,026	1,217,388	1,112,045	1,124,259
単年度 資金収支	79,706	54,374	4,518	71,122	24,206
累積資金 収支	206,087	260,461	264,979	336,101	360,307

※ ⑤損益勘定留保資金

# 佐賀市営バス時刻表

## 市営バス運行系統図 (主要停留所のみ記載)

◆全路線、佐賀駅バスセンターに乗り入れています。  
◆時刻表は月曜～金曜と、土日祝に分けて表示しています。  
◆○番号は行先番号です。◆記載の時刻は主要バス停のみ表示しています。  
◆8/13～8/15及び12/29・12/30は土日祝ダイヤ、12/31～1/3は特別ダイヤで運行します。



◆佐賀空港線の時刻は、航空機の発着時刻にあわせ、随時変更しますので記載していません。

路線名	凡例	のりば	路線名	凡例	のりば	路線名	凡例	のりば	路線名	凡例	のりば	路線名	凡例	のりば
③ 佐賀女子短大・高校線(西田代経由)	~~~~~	4	⑩ 徳万・久保田線	+++++	4	⑳ 嘉瀬新町・久保田線	+++++	4	⑤⑩ 神野公園・佐賀大学病院線	.....	2	⑥⑩ 佐賀女子短大・高校線(紡績通り佐賀大学前経由)	~~~~~	4
④ 佐賀女子短大・高校線(佐賀大学前経由)	~~~~~	4	⑳ 諸富・早津江線	+++++	3	㉑ 今宿・道崎線	.....	3	⑤⑩ 卸センター・佐賀大学病院線	.....	2	佐賀空港線	~~~~~	1
⑤ ほほえみ館・ゆめタウン線	.....	1	㉒ 諸富・橋津線	~~~~~	3	㉒ 蓮池・橋津線	.....	3	⑤⑩ 兵庫・久保泉工業団地線	.....	1			
⑥ 県庁舎・佐賀城跡線	.....	3	㉓ 犬井道・大詫間線	~~~~~	3	③⑩ 尼寺・金立線	.....	2	⑤⑩ 中折・クレオパーク鍋島線	.....	2			
⑪ 佐賀大学・西与賀線	.....	4	㉔・㉕ 平松循環線	.....	3・4	③⑩ 二保・金立公民館線	.....	2	⑤⑩ 鍋島駅・医療センター線	.....	2			
⑫ 佐賀大学・東与賀線	.....	4	㉖ 広江・和崎線	.....	3	③⑩ 若楠・佐賀記念病院線	.....	2	⑥⑩ 伊賀屋・清友病院線	.....	1			

◆のりばは、佐賀駅バスセンターの、のりば番号を表示しています。